自己資本の構成に関する開示事項

みずほ銀行【連結】
2022年12月末

（単位：百万円、%）

CC1：自己資本の構成

国際様式の該当番号	項目	イ 2022年12月末	ロ 2022年9月末	ハ 別紙様式第十四号（CC2）の参照項目
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 （１）				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	7,186,253	7,022,154	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,587,840	3,587,840	
2	うち、利益剰余金の額	3,598,413	3,434,314	
1c	うち、自己株式の額（△）	－	－	
26	うち、社外流出予定額（△）	－	－	
	うち、上記以外に該当するものの額	－	－	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	－	－	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	366,616	440,095	(a)
5	普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	514	491	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 （イ）	7,553,385	7,462,741	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 （２）				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	296,797	301,734	
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	14,476	15,276	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	282,320	286,457	
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	7,470	5,706	
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 480,843	△ 417,765	
12	適格引当金不足額	－	－	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	48,627	63,039	
15	退職給付に係る資産の額	376,570	428,002	
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	－	－	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	－	－	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	－	－	
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	－	－	
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	
27	その他Tier1 資本不足額	－	－	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 （ロ）	248,621	380,717	
普通株式等Tier1 資本				
29	普通株式等Tier1 資本の額（（イ）－（ロ）） （ハ）	7,304,764	7,082,024	
その他Tier1 資本に係る基礎項目 （３）				
30 31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	－	－	
30 31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	－	－	
30 32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	1,485,000	1,643,000	
30	特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	－	－	
34-35	その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	10,366	9,548	
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	/	/	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	/	/	
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	/	/	
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 （ニ）	1,495,366	1,652,548	
その他Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	－	－	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	－	－	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	－	－	
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	19,666	19,666	
42	Tier2 資本不足額	－	－	
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額 （ホ）	19,666	19,666	
その他Tier1 資本				
44	その他Tier1 資本の額（（ニ）－（ホ）） （ヘ）	1,475,700	1,632,882	
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額（（ハ）＋（ヘ）） （ト）	8,780,464	8,714,906	

（単位：百万円、%）

CC1：自己資本の構成				
国際様式の該当番号	項目	イ 2022年12月末	ロ 2022年9月末	ハ 別紙様式第十四号（CC2）の参照項目
Tier2 資本に係る基礎項目 （４）				
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	－	－	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	－	－	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	1,430,290	1,338,862	
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	－	－	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	2,123	1,888	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	/	/	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	/	/	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	/	/	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	144,196	149,873	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	5,109	4,743	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	139,087	145,130	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 （チ）	1,576,610	1,490,624	
Tier2 資本に係る調整項目 （５）				
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	－	－	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC 関連調達手段の額	－	－	
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC 関連調達手段の額	－	－	
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC 関連調達手段の額	90,793	94,826	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 （リ）	90,793	94,826	
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額（（チ）－（リ）） （ヌ）	1,485,816	1,395,798	
総自己資本				
59	総自己資本の額（（ト）＋（ヌ）） （ル）	10,266,281	10,110,704	
リスク・アセット （６）				
60	リスク・アセットの額 （ヲ）	65,892,534	66,253,919	
連結自己資本比率 （７）				
61	連結普通株式等Tier1 比率（（ハ）／（ヲ））	11.08%	10.68%	
62	連結Tier1 比率（（ト）／（ヲ））	13.32%	13.15%	
63	連結総自己資本比率（（ル）／（ヲ））	15.58%	15.26%	
調整項目に係る参考事項 （８）				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	326,973	345,676	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	295,406	263,228	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	－	－	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	597,722	682,258	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 （９）				
76	一般貸倒引当金の額	5,109	4,743	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	42,763	40,348	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	139,087	145,130	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	338,266	339,887	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 （１０）				
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	/	/	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	/	/	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	/	/	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	/	/	